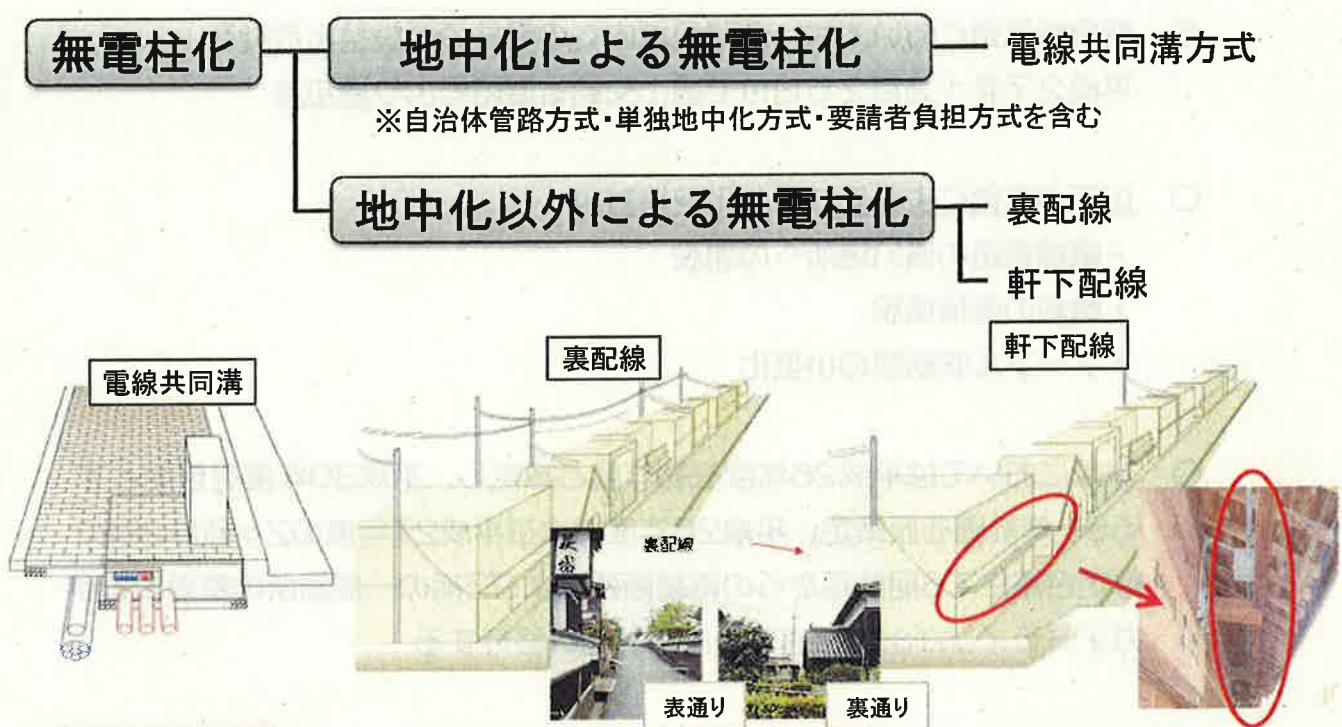


無電柱化事業の概要と最近の動向

H28.2.5
道路管理課

1 無電柱化事業の概要

- 無電柱化を実施する箇所は以下のとおり。(長野県無電柱化ガイドライン(H25.3策定)による)
 - ①市街地や幹線道路など、地震などの災害時における輸送・避難空間の確保が必要な箇所
 - ②良好な景観や住環境の形成、歴史的町並みの保全、観光振興、地域文化の復興等に資する箇所
 - ③人々が集い歩く場所での安全で快適な歩行者空間の確保が必要な箇所
- 実施箇所は、「長野県電線類地中化協議会」(構成員:県、国、警察、市町村、電線管理者)で決定するが、電線管理者の合意が得られない箇所は事業化が困難。
- 無電柱化の手法としては以下のような方式があるが、多くは電線共同溝方式を採用している。



無電柱化手法の比較

	電線共同溝	裏配線	軒下配線
コスト	1kmあたり3億～6億	1kmあたり1.5億～4.5億	1kmあたり1.5億～4.5億
実施主体	道路管理者	市町村	市町村
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 電柱・電線が地上からなくなる 地震や台風等の災害に強い 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道のない細い路地や商店街等で無電柱化が可能 人家が連坦していなくても実施可能 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道のない細い路地や商店街等で無電柱化が可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 歩道が両側にないと整備できない 障害発生時の原因特定に時間を要する 	<ul style="list-style-type: none"> 管理用道路が必要 地域としての合意形成が必要 通りの裏側に新たに電柱・電線を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 権利者すべての同意が必要 人家が連坦していないと実施できない 高圧電線は配線不可
課題	電線管理者の合意が得られない路線の取り扱い	管理用道路が無い箇所での適用	人家が連坦していない箇所での適用

2 最近の動向

◎ 総務省等における状況

- 電柱管理者への固定資産税の軽減特例措置を創設

道路法37条による占用禁止区域：課税標準を最初の4年間価格の2分の1	
上記以外の区域	：課税標準を最初の4年間価格の3分の2

◎ 国土交通省における状況と本県の対応状況

- 第7期での無電柱化に係るガイドラインの策定は2年間延期されているが、旧指針(6期でのガイドライン)により事業は継続して実施中
- 緊急輸送路においては、道路区域内への電柱の新設禁止方針を平成27年12月25日付で国土交通省道路局より通知済
- 以下の方策による低コスト化を検討中
 - ・電線管路の浅い場所への埋設
 - ・電線の直接埋設
 - ・ケーブル収納部の小型化
- 本県においては平成26年度を初年度と想定し、平成30年度を目指とする5ヶ年計画を仮策定。平成26年度および平成27年度の2ヶ年は2回の暫定合意にて6期計画からの継続箇所および7期の一部箇所の整備に着手ガイドラインが出たら速やかに本計画へ移行する

